



がん集団検診・特定健診の日程が決まりました！

保存版

平成31年度のがん検診・特定健診の日程が下記のとおり決定しました。がん検診、特定健診（国保及び後期高齢者医療制度加入の方）ともに**無料**で受けていただけます。

※特定健診：社保家族の方も受けていただけますが、料金等詳細は加入保険者にお問い合わせください。

日程	場所	実施内容（部位名はがん検診）	受付時間
平成31年 4月24日(水)	栖原漁港	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・前立腺	8:00~10:00
平成31年 5月 8日(水)	田区民センター	特定健診・胃・大腸・肺・前立腺 レディース検診（乳房・子宮（頸部））	8:00~10:00 13:30~14:00
平成31年 5月18日(土)	湯浅町役場庁舎	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成31年 6月 6日(木)	吉川公民館	特定健診・胃・大腸・肺・前立腺 レディース検診（乳房・子宮（頸部））	8:00~10:00 13:30~14:00
平成31年 6月23日(日)	総合センター	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成31年 9月 1日(日)	総合センター	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成31年10月20日(日)	有田衛生施設事務組合	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成31年11月24日(日)	湯浅町役場庁舎	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成32年 1月18日(土)	湯浅町役場庁舎	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00
平成32年 2月23日(日)	湯浅町役場庁舎	特定健診・胃・大腸・肺・乳房・子宮（頸部）・前立腺	8:00~10:00

◎胃・大腸・肺がん（結核）検診は、40歳以上の方

◎乳房検診は、40歳以上の女性

◎子宮頸がん検診は、20歳以上の女性

◎前立腺がん検診は、50歳以上の男性

申込期限 各検診日の10日前まで

受診を希望される方は、健康福祉課 健康推進係 ☎64-1120（直通）まで

乳がん・子宮頸がんは下記の医療機関で個別検診も受検できます。（年度内に集団・個別のいずれか1回）

検診内容	地域	医療機関名
乳がん検診	有田郡市	橋本胃腸肛門外科 ☎62-2226
		有田市立病院 ☎82-2151
		済生会 有田病院 ☎63-5561
	御坊市	健診センターキタデ ☎0738-24-3000
	日高郡美浜町	国立病院機構和歌山病院 ☎0738-22-3256
	海南海草	恵友病院 ☎073-483-1033
海南医療センター ☎073-482-4521		
国保野上厚生総合病院 ☎073-489-2178		
子宮頸がん検診	有田郡市	有田郡市の婦人科医院

費用無料



※事前に各医療機関へお申し込みください。

3月は自殺対策強化月間です！ひとりで悩まないで相談してくださいね！

相談機関

- 湯浅保健所保健福祉課 ☎63-4111（月～金 9時～17時45分）
- 和歌山県精神福祉センター ☎073-435-5194（月～金 9時～17時45分）
- こころの電話 ☎073-435-5192（月～金 9時30分～16時）
- 和歌山いのちの電話 ☎073-424-5000（毎日10時～22時）

犬の飼い主さんへのお願い

犬を飼う場合には、「狂犬病予防法」により、**飼い犬の市町村への登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。**

飼い犬は必ず町に登録し、狂犬病の予防注射を毎年受けましょう。

○湯浅町の登録数と注射済票交付数

平成29年度末時点の登録数は426頭、それに対し注射済票の交付数は236枚でした。

平成29年度の注射実施率は55.4%であり、この55.4%という数字は決して高くありません。

狂犬病の蔓延を未然に防ぐために必要な実施率は70%以上と言われております。

● 犬の「登録」から「お別れ」までの流れ

登録について

犬を飼い始めたときは、湯浅町での登録が必要になります。登録料を添えて申請をおこなってください。また、ほかの自治体から引っ越してきたときは犬の住所変更をおこなってください。※小型犬や室内犬だからという理由で、犬の登録をしていない飼い主さんが見受けられます。犬の登録は狂犬病予防法により義務付けられています。

● 犬の死亡

飼い犬が死亡した場合、届出を出していただく必要があります。その際に鑑札と直近に取得した狂犬病予防注射済票を住民生活課までお返しください。届出を出していただく場合は、手数料等はいりません。また、湯浅町ではペットの火葬ができます。火葬の手続きには火葬料金を用意し住民生活課までお返しください。

迷惑な野良猫から地域猫へ

「猫による迷惑を減らしたい」、そして「殺処分される不幸な猫を減らしたい」という2つの思いから生まれたのが「地域猫対策」です。「地域猫対策」では猫を排除するのではなく「命あるもの」と捉え、増えないように不妊去勢手術を施して上手に管理しながら、その数と環境上の被害を減らしていく対策です。具体的には住民が主体となって①不妊去勢手術をする、②時間を決めてエサやりをし、すぐに片づける、③他の場所に排泄しないようにトイレを設置する、④周辺の住民へ説明するよう努めるなどのルールを守って猫を管理していきます。もちろん、猫が嫌いな方やアレルギーを持っている方の立場も尊重し、猫からの被害を受けにくい対策も同時に実施していかねばなりません。

湯浅町内における地域猫対策の進捗状況

- ・計画認定地域：12地域
- ・対象猫：108匹（うち93匹は平成31年1月31日時点で不妊去勢手術実施済）

県の認定を受ければ、不妊去勢手術費用の全額助成や、手術のための捕獲オリや超音波式猫除け装置の貸し出し等を受けることができ、不妊去勢手術を施された猫は耳の先がV字にカットされるため、外見から「一代限りの命」であることがわかります。

皆さんも地域猫対策に取り組んで「迷惑な野良猫」を「地域猫」へ生まれ変わらせてみませんか？



左耳がカットされているのはメス猫



右耳がカットされているのはオス猫

お問合せ▶ 住民生活課環境係（5番窓口）☎64-1102